

別表

改善計画の認定基準

- 1 常時5人以上の林業労働者を有している事業主であること。
- 2 事業主の実情に照らし、下記の内容により現行の雇用管理及び事業の実施について改善又は合理化を図ることが計画され、かつ、その取り組みに意欲と能力を有していると認められること。
 - (1) 措置の内容が次に掲げる雇用管理の改善及び事業の合理化のいずれの改善措置についても取り組むものであること。
 - ① 雇用管理の改善
 - ・雇用の安定化
 - ・労働条件の改善
 - ・募集・採用の改善
 - ・教育訓練の充実
 - ② 事業の合理化
 - ・事業量の安定的確保
 - ・生産性の向上
 - ・林業労働者のキャリア形成支援
 - (2) 当該改善措置の内容が労働基準法その他の労働基準法令に適合するものであること。
 - (3) 雇用管理者が選任されていること及び林業労働者の雇い入れに当たり、雇用に関する文書の交付を行うこととしていること。

- (注) 1 常時5人以上の林業労働者を有するとは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4ヶ月以上の雇用期間が定められている5人以上林業労働者を雇用していることをいう。
- 2 5人未満の事業体にあつては、他の事業体との共同計画により5人以上として認定を受けることができる。